

重要事項説明書
小規模多機能型居宅介護
自生園 好楽庵

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定事業所番号 第1790300162)

当事業所は利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 自生園
- (2) 法人所在地 石川県小松市上荒屋町ソ4番地10
- (3) 電話番号 (0761) 65—1800
- FAX (0761) 65—1837
- (4) 代表者氏名 理事長 木崎 馨雄
- (5) 設立年月 昭和55年4月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護
- (2) 事業の目的 指定小規模多機能型居宅介護の事業は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むために必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担を軽減することを目的として小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 自生園 好楽庵 平成20年6月1日指定
指定事業所番号1790300055
- (4) 事業所の所在地 石川県小松市島町ヌ1番地1
- (5) 電話番号 (0761) 43—2878
- (6) 事業所長（管理者）氏名 餅田 恵子
- (7) 当事業所の運営方針
 - 一 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
 - 二 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
 - 三 小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにします。
 - 四 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制

の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

五 事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報
その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

(8) 開設年月日 平成25年6月1日

(9) 定員 登録定員 29人
通いサービスの利用定員 15人(1日あたり)
宿泊サービスの利用定員 5人(1日あたり)
(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業の員数を含む)

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 小松市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休	
営業時間	通いサービス	午前9時00分～午後4時30分 ※上記時間外についても、利用者又は家族の必要に応じて午前7時30分から午前9時00分、午後4時30分から午後7時30分において延長利用できます。
	訪問サービス	24時間
	宿泊サービス	午後4時30分～翌日午前9時00分

4. 部屋・設備の概要

(1) 概要

部屋・設備の種類	設備基準上適合すべき項目についての実態
1. 居間及び食堂	それぞれ必要な広さを有しているか ・居間及び食堂の面積は53.53㎡であり、一人あたりの面積は、3㎡以上あり広いスペースを有している。
2. 宿泊室	日照・採光・換気等、保健衛生・防災等への考慮 ・各室の窓は十分に採光面積を配慮し、日照・採光を確保している。 ・天候の悪い日以外は、介護従事者が毎日窓を明けて換気している。 ・各室の面積は7.43㎡以上あり十分なスペースを有している。エアコンも各室に設置してある。 ・各室に夜間のために足元に常夜灯を設置してある。
3. 浴室	身体が不自由な者が入浴するのに適しているか ・一人用介助浴槽(リフト付き)を設置し、段差を排し、手すりを各所に設置してある。 ・床が滑らないような素材を使用し転倒防止に配慮してある。 ・浴槽につかれない人のために、シャワーが使用できる。

4. 便所	身体が不自由な者に適しているか ・洋式トイレを使用し段差を排している。 ・移動バーを各所に設置している。 ・トイレ内にナースコールを設置している。
5. 廊下・フロア	段差の排除 ・古民家構造に配慮しつつバリアフリー化してある。
非常災害設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・非常口1カ所、消火器2本設置。 ・消防法令による設置義務に適合する居室・廊下等の内装材料、不燃性カーテンを使用。 ・消防法令による設置義務に適合する自動火災報知器を設置。 ・消防法令による設置義務に適合する誘導灯及び誘導標識。 ・年2回以上の防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練を実施。 ・緊急時の電話連絡自動転送システム、連絡網を整備。

(2) 室数・面積

部屋・設備の種類	室数	備考
居間及び食堂	3室	76.77m ²
宿泊室	6室	洋室 7.46m ² (3室) 和室 7.60m ² 和室 8.30m ²
浴室	2室	ユニットバス 4.14m ² 介助用浴室 6.42m ²
便所	3ヶ所	洋式 2.27m ² 介助用 3.31m ² 介助用 3.78m ²
事務室	1室	7.45m ²

5. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。なお、以下に定める人員は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と兼務しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	備考
1. 事業所長（管理者）	1名	0名	兼務
2. 介護支援専門員	1名	0名	兼務
3. 介護職員	9名	2名	
4. 看護職員	1名	1名	

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、小規模多機能型居宅介護サービスとして、「①居宅介護支援サービス」「②通いサービス」「③訪問サービス」「④宿泊サービス」の各種サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居宅介護支援サービス

○利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成し、すみやかに当該計画を利用者に交付するものとします。

②通いサービス

○当該事業所に通っていただき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助や機能訓練を行います。

③訪問サービス

○利用者宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。ただし、通常の実施地域以外への訪問は原則として実施しません。

④宿泊サービス

○一時的に事業所にお泊りいただき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

＜サービス利用料金（１月あたり）＞

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をご契約者がお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。下記の料金表をご参照ください。）

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	104,580 円	153,700 円	223,590 円	246,770 円	272,090 円
サービス利用に係る自己負担額（１割負担）	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円
サービス利用に係る自己負担額（２割負担）	20,916 円	30,740 円	44,718 円	49,354 円	54,418 円
サービス利用に係る自己負担額（３割負担）	31,374 円	46,110 円	67,077 円	74,031 円	81,627 円

豪雪地帯に所在する事業所が、サービス提供を行った場合、中山間地域等における小規模事業所加算として、上記料金の１０％を加算します。

利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合、あらかじめ７日以内（家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は１４日以内）の利用期間を定めて短期利用ができます。その場合の料金は以下のとおりです。

（短期利用・１日あたり）

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,720 円	6,400 円	7,090 円	7,770 円	8,430 円
サービス利用に係る自己負担額（１割負担）	572 円	640 円	709 円	777 円	843 円
サービス利用に係る自己負担額（２割負担）	1,144 円	1,280 円	1,418 円	1,554 円	1,686 円
サービス利用に係る自己負担額（３割負担）	1,716 円	1,920 円	2,127 円	2,331 円	2,529 円

豪雪地帯に所在する事業所が、サービス提供を行った場合、中山間地域等における小規模事業所加算として、上記料金の１０％を加算します。

介護給付サービス加算として、以下の加算が加わります。

加算	介護給付額	自己負担額 10%	自己負担額 20%	自己負担額 30%	加算条件
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	7,500 円 250 円 (短期利用・1 日あたり)	750 円 25 円 (短期利用・1 日あたり)	1,500 円 50 円 (短期利用・1 日あたり)	2,250 円 75 円 (短期利用・1 日あたり)	・ 全介護従業者に個別の研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している（実施する予定も含む） ・ 会議を定期的におこなっている（留意事項の伝達、技術指導） ・ 介護職員のうち、介護福祉士の割合が70%以上、または、勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上 ただし、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）の何れかを適用する場合を除く。
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	6,400 円 210 円 (短期利用・1 日あたり)	640 円 21 円 (短期利用・1 日あたり)	1,280 円 42 円 (短期利用・1 日あたり)	1,920 円 63 円 (短期利用・1 日あたり)	・ 全介護従業者に個別の研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している（実施する予定も含む） ・ 会議を定期的におこなっている（留意事項の伝達、技術指導） ・ 介護職員のうち、介護福祉士の割合が50%以上 ただし、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅲ）の何れかを適用する場合を除く。
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	3,500 円 120 円 (短期利用・1 日あたり)	350 円 12 円 (短期利用・1 日あたり)	700 円 24 円 (短期利用・1 日あたり)	1,050 円 36 円 (短期利用・1 日あたり)	・ 全介護従業者に個別の研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している（実施する予定も含む） ・ 会議を定期的におこなっている（留意事項の伝達、技術指導） ・ 介護職員のうち、介護福祉士の割合が40%以上、または、看護・介護職員のうち、常勤職員の割合が60%以上、または、勤続年数7年以上の割合が30%以上 ただし、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の何れかを適用する場合を除く。

看護職員配置加算（Ⅰ）	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円	常勤専従の正看護師を 1 名以上配置している場合
看護職員配置加算（Ⅱ）	7,000 円	700 円	1,400 円	2,100 円	常勤専従の准看護師を 1 名以上配置している場合
看取り連携体制加算	640 円 （1 日あたり）	64 円 （1 日あたり）	128 円 （1 日あたり）	192 円 （1 日あたり）	看護職員配置加算（Ⅰ）を算定している場合。看取り期における対応方針を定め、家族等に対して同意を得た場合。医師が回復の見込みがないと診断した者で、同意して看取りサービスを受けている者。
訪問体制強化加算	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	常勤の訪問サービス従業者を 2 名以上配置している場合。延べ提供回数が 1 月当たり 200 回以上の場合。
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	12,000 円	1,200 円	2,400 円	3,600 円	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護計画を見直している場合。日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加している場合。 日常的に関わりのある地域住民等からの相談対応体制を確保している場合。必要に応じて、多様な生活支援サービスが提供される計画を作成している場合。 地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている場合。福祉サービス事業所等と協働し、世代間交流の場の拠点となっている場合。地域住民等と共同で事例検討会、研修会等を実施している場合。地域支援事業等に参加している場合。地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っている場合。

総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護計画を見直している場合。日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加している場合。
初期加算	300 円 （1日あたり）	30 円 （1日あたり）	60 円 （1日あたり）	90 円 （1日あたり）	新規利用登録した日から30日加算
認知症加算（Ⅰ）	9,200 円	920 円	1,840 円	2,760 円	認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置し、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して認知症ケアを実施している場合。 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、認知症ケアの指導等を実施している場合。 認知症ケアの留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合。 介護従業者ごとに認知症ケアに関する研修計画を作成して実施している場合。
認知症加算（Ⅱ）	8,900 円	890 円	1,780 円	2,670 円	認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置し、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して認知症ケアを実施している場合。 認知症ケアの留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合。
認知症加算（Ⅲ）	7,600 円	760 円	1,50 円	2,280 円	利用者の認知症日常生活自立度のランクがⅢ以上の場合
認知症加算（Ⅳ）	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円	要介護2の利用者で、認知症日常生活自立度のランクがⅡの場合

生活機能向上 連携加算(Ⅰ)	1,000 円	100 円	200 円	300 円	訪問リハビリ事業所等の理学療法士等からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、介護支援専門員が生活機能の向上を目的としたケアプランを作成(変更)した場合
生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	2,000 円	200 円	400 円	600 円	訪問リハビリ事業所等の理学療法士等が利用者宅を訪問し身体状況等の評価を共同で行い、介護支援専門員が生活機能の向上を目的としたケアプランを作成した場合
若年性認知症 利用者受入加算	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合。
口腔・栄養 スクリーニング加算	200 円	20 円	40 円	60 円	管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な口腔及び栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に口腔の健康状態及び栄養状態に係る情報を提供した場合。 ※6ヵ月に1回を限度とする。
認知症行動・心理症 状緊急対応加算 (短期利用)	2,000 円 (1日あたり)	200 円 (1日あたり)	400 円 (1日あたり)	600 円 (1日あたり)	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に短期利用することが適当と判断した者に対し、サービスを行った場合。(7日を限度)
科学的介護推進 体制加算	400 円	40 円	80 円	120 円	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報をLIFE ヘデータを提出しフィードバックを活用している場合。
生産性向上推進体 制加算(Ⅰ)	1,000 円	100 円	200 円	300 円	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、一定期間ごとに業務改善の効果を示すデータを提供しており、業務改善の取組による成果が確認されている場合。
生産性向上推進体 制加算(Ⅱ)	100 円	10 円	20 円	30 円	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、一定期間ごとに業務改善の効果を示すデータを提供している場合。

介護職員等 処遇改善加算	上記介護費及び加算 の合計額の 14.9%	上記介護費及び加算の合 計額の 14.9%	上記介護費及び加算の合 計額の 14.9%	上記介護費及び加算の合 計額の 14.9%	基本介護費及び加算の合計額 の14.9%の額を加算 ※令和6年6月から算定開始
-----------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をご契約者がいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食材料費（１食あたり）

朝食 ３９８円 昼食 ５７６円 夕食 ４７１円

②おやつ代（１食あたり）

１００円

③滞在費（１泊あたり）

１，５００円

④日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入等、利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用については実費を負担していただきます。

⑤小規模多機能型居宅介護サービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜を超えるものにかかる費用及び小規模多機能型居宅介護サービス提供と関係のない費用

⑥介護保険給付の支給限度額を超える小規模多機能型居宅介護サービス費用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。利用料金の額は介護報酬の告示上の額と同額とします。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月２７日までに以下の方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサー

ビスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：銀行（ゆうちょ銀行（旧郵便局）を含みます）、農協等県内のほとんどの金融機関がご利用になれます。また、引き落としの際、手数料はいっさいかかりません。

※上記の方法によりがたい場合は、個別に相談致します。

（４）利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。
- サービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金をお支払いいただきます。

7. 利用中の医療の提供について（緊急時の対応）

医療を必要とする場合は、ご契約者または利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

（１）協力医療機関

医療機関の名称	小松ソフィア病院
所在地	小松市沖町478
診療科	内科

（２）連携協力施設

連携協力施設の名称	特別養護老人ホーム 自生園
所在地	石川県小松市上荒屋町ソ4番地10

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 利用者またはその家族は、利用者の体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。

(2) 事業所内での金銭及び食物等のやり取りはご遠慮ください。

(3) 職員に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。

(4) 利用者の急激な体調の変化等があった場合、緊急にご家族と連絡が取れますよう必ず緊急時のご連絡先をお知らせ下さい。

9. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 餅田 恵子 [職名] 管理者
（解決責任者）福田 武 [職名] 居宅サービス部長
電話 (0761) 43-2878

○受付時間 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

小松市役所 長寿介護課	所在地 石川県小松市小馬出町9-1 電話番号 (0761) 24-8149 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 石川県金沢市幸町12-1 電話番号 (076) 231-1110 受付時間 9:00～17:00
石川県社会福祉協議会	所在地 石川県金沢市本多町3-1-10 電話番号 (076) 234-2556 受付時間 9:00～17:00

10. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	有り
実施年月日	平成28年3月18日
評価機関	(有) エイ・ワイ・エイ研究所
結果の開示状況	石川県ホームページに開示

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
また、身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を置き、必要な措置を講じます。
- ⑦利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置き、必要な措置を講じます。
- ⑧事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。その他、個人情報の保護に関する法律を遵守します。
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

2. 施設の利用、その他サービスの利用に関する留意事項

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

故意に、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

3. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い必要な措置を講ずるとともに、事故の状況や採った処置を記録します。

4. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

5. 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 ご契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者または利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「居宅サービス計画」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者または利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者または利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。